

(目的)

第1条 この条例は、松江市における廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(市民の責務)

第2条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市長の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、[前2項](#)に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市長の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第4条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、廃棄物の容器及び便所等の周囲その他特に不潔となりやすい箇所を常に掃除し、必要に応じて消毒剤、殺虫剤を散布する等その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 道路に面する土地の占有者は、その面する道路の清潔を保つように努めなければならない。

3 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に通報しなければならない。

4 土木、建築等の工事施行者は、生活環境の保全上支障が生じないようその工事に伴う土砂、がれき、廃材等を適正に処理しなければならない。

5 公共の場所を汚した者は、速やかに掃除しなければならない。

(便槽の設置及び管理)

第5条 便槽は、市長の定める基準により設置するものとし、収集作業等に支障のないよう常に良好な状態で管理しなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画は、市長が定め、毎年度の初めに公表する。

2 [前項](#)の計画に大きな変更を生じた場合には、その都度公表する。

(占有者の協力義務)

第7条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物(ふん尿を除く。)については、ごみ及びリサイクル資源(再生利用が可能な廃棄物をいう。)を各別の容器に収納し、汚液が漏れないように良好な状態で管理し、収集計画に従って所定の場所に持ち出す等市長が示す方法に協力しなければならない。

(一般廃棄物の自己処分の基準)

第8条 [前条](#)の規定により、一般廃棄物を自ら処分する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に定める基準に準じて処分しなければならない。

(ごみ容器への混入禁止)

第9条 [第7条](#)の容器には、次に掲げるものを混入してはならない。

(1) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

(2) 土、石及び汚泥

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、清掃作業上支障を及ぼすおそれのあるもの

(一般廃棄物の処理の申出)

第10条 土地又は建物の占有者は、継続して、又は臨時に一般廃棄物(自ら処分しない動物の死体を含む。)の収集を受けようとするときは、速やかに市長に申出なければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第11条 松江市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、[別表第1の1](#)及び第1の2に定める手数料を徴収する。

2 臨時に処理を受けようとする者については、[別表第1の3](#)に定める手数料を徴収する。

3 [前2項](#)の手数料の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

(手数料の減免)

第12条 次の各号のいずれかに該当するものについては、前条の手数料を減額し、免除することができる。

- (1) 市長が、手数料を納付する資力がないと認める者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認める者
(既納の手数料)

第13条 既に納付した第11条第1項及び第2項の手数料は、還付しない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(松江市が処理することのできる産業廃棄物)

第14条 松江市が処理することのできる産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物とあわせて処理することができる。かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内のものとする。

2 事業者は、前項に規定する産業廃棄物の処理を受けようとするときは、その都度当該産業廃棄物の内容について市係員の点検を受け、かつ、運搬すべき場所及び方法についてその指示を受けなければならない。

(産業廃棄物の処理手数料)

第15条 産業廃棄物の処理に要する費用は、別表第2に定めるところにより徴収する。

2 前項の費用の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

(費用の減免)

第16条 天災その他特別な事情があると市長が認めるときは、前条の費用を減額し、又は免除することができる。

(許可申請等に係る手数料)

第17条 別表第3の左欄に掲げる者は、申請の際、それぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 既に納付した前項の手数料は、還付しない。

(手数料等の納付方法)

第18条 別表第1の1に定める手数料については、収入証紙により納入しなければならない。

2 別表第1の2及び別表第1の3に定めるし尿処理手数料については市長の発行する処理券により納付しなければならない。ただし、国、公共団体又は市長が認定する者が納付する場合は、市長の発行する納入通知書により納付することができる。

3 別表第1の2に定める浄化槽汚泥等の手数料については市長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

4 別表第1の3に定めるごみの処理手数料及び別表第2に定める産業廃棄物の処理手数料は、当該廃棄物を搬入した際納付しなければならない。ただし、一般廃棄物の収集・運搬を業として行う者、国、公共団体又は市長が認定する者が搬入する場合は、市長の発行する納入通知書により納付することができる。

5 別表第3に定める許可申請等に係る手数料については市長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

(技術管理者の資格)

第19条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者
(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年松江市条例第8号)、鹿島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年鹿島町条例第4号)、島根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年島根町条例第23号)、美保関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年美保関町条例第8号)、八雲村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年八雲村条例第6号)、玉湯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年玉湯町条例第11号)、宍道町廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成5年宍道町規則第11号)又は八束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年八束町条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(手数料の特例)

3 紙製容器包装ごみ及びプラスチック製容器包装ごみの計画収集による収集・運搬・処分に係る手数料については、当分の間、市長が別に定める場合においては、別表第1の1の規定にかかわらず、20リットルにあつては12円、30リットルにあつては15円、45リットルにあつては18円とする。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

4 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年東出雲町条例第13号。以下「町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 八束郡東出雲町の編入の際、町条例第13条第2項の規定により発行した処理券で現に残存するものは、第18条第2項の規定により発行した処理券とみなす。

附 則(平成22年10月1日松江市条例第47号)抄

(施行期日)

1 この条例は平成23年4月1日から施行する。

(第1条の規定による改正に伴う準備行為)

2 第1条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新廃棄物処理条例」という。)別表第1の1に規定する手数料の徴収に必要な準備行為は、第1条の規定の施行日前においても行うことができる。

附 則(平成23年7月5日松江市条例第34号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日松江市条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日松江市条例第60号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 平成27年3月31日までの間、第87条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の1の規定にかかわらず、第88条の規定による改正前の松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例(以下「旧収入証紙条例」という。)第5条第1項の規定により売りさばかれた旧収入証紙条例第3条第1項に規定する40円証紙を使用する場合は、燃やせるごみの45リットルの手数料は、40円とする。

(松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 旧収入証紙条例第5条第1項の規定により売りさばかれた旧収入証紙条例第3条第1項に規定する40円証紙は、前項の規定が適用される間、なおその効力を有する。

附 則(平成26年10月6日松江市条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月19日松江市条例第124号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日松江市条例第38号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日松江市条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新廃棄物処理条例」という。)別表第1の1から別表第2までの規定に規定する手数料の徴収に必要な準備行為は、第1条の規定の施行日前においても行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の1に規定する手数料の徴収に必要な準備行為は、第2条の規定の施行日前においても行うことができる。
(経過措置)
- 6 新廃棄物処理条例第18条第4項ただし書の規定により、一般廃棄物の収集・運搬を業として行う者が、新廃棄物処理条例別表第1の3に規定する手数料(事業系一般廃棄物に係るものに限る。)を、市長の発行する納入通知書により納付する場合、当該手数料の額は、同表に掲げる手数料の額に、次の表の搬入期間に応じそれぞれ同表に掲げる率を乗じて得た額とする。

搬入期間	率
平成30年10月1日から令和2年3月31日まで	0.875
令和2年4月1日から令和4年3月31日まで	0.940

附 則(平成31年3月29日松江市条例第3号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 令和2年3月31日までの間、第72条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の1の規定にかかわらず、第73条の規定による改正前の松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例(以下「旧収入証紙条例」という。)第5条第1項の規定により売りさばかれた旧収入証紙条例第3条第1項に規定する60円証紙を使用する場合は、燃やせるごみの45リットルの手数料は、60円とする。

附 則(平成31年3月29日松江市条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月12日松江市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1の1(第11条、第18条関係)

種別	取扱区分	単位	金額
もやせるごみ	計画収集による収集・運搬・処分	10リットル	13円
		20リットル	27円
		30リットル	40円
		45リットル	61円
紙製容器包装資源及びプラスチック製容器包装資源	計画収集による収集・運搬・処分	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円
金属資源	計画収集による収集・運搬・処分	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円
粗大ごみ	収集・運搬・処分	1個につき	763円

別表第1の2(第11条、第18条関係)

種別	取扱区分		単位	金額
し尿	継続処理	収集・運搬・処分	18リットルごとに	213円
浄化槽汚泥等	継続処理	処分	18リットルごとに(月計)	75円

別表第1の3(第11条、第18条関係)

種別	取扱区分	単位	金額
事業系一般廃棄物	臨時処理	1回の搬入量が100キログラム以下のとき	2,030円
		1回の搬入量が100キログラムを超えるとき	2,030円に、100キログラムを超える部分が10キログラムごとに200円を加えた額

その他の一般廃棄物	臨時処理	1回の搬入量が50キログラム以下のとき	500円
		1回の搬入量が50キログラムを超えるとき	500円に、50キログラムを超える部分が10キログラムごとに80円を加えた額
犬、猫等動物の死体	臨時処理	1頭につき	510円
し尿	臨時処理	仮設トイレ1基につき	1,069円
		18リットルごとに	213円

別表第2(第15条、第18条関係)

種別	取扱区分		単位	金額
固形状の産業廃棄物	自己搬入	臨時処理	1回の搬入量が100キログラム以下のとき	2,030円
			1回の搬入量が100キログラムを超えるとき	2,030円に、100キログラムを超える部分が10キログラムごとに200円を加えた額

別表第3(第17条、第18条関係)

区分	名称	金額
1 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 8,000円
2 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 8,000円
3 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者	一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 8,000円
4 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 8,000円
5 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者	一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき 8,000円
6 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者	一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき 8,000円
7 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円
		その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円
8 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
		その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 100,000円
9 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者であることの認定を受けようとする者	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円
10 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者であることの認定の更新を受けようとする者	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円
11 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設又は法第15条の4において準用する第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けようとする者	廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき 68,000円
12 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設又は法第15条の4において準用する第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の合併又は分割の認可を受けようとする者	廃棄物処理施設合併等認可申請手数料	1件につき 68,000円

13	法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者	2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料	1件につき	147,000円
14	法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者	2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定事項の変更認定申請手数料	1件につき	134,000円
15	法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき	81,000円
16	法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき	73,000円
17	法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者	産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき	100,000円
18	法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき	94,000円
19	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者	産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき	71,000円
20	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者	産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき	92,000円
21	法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき	81,000円
22	法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき	74,000円
23	法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき	100,000円
24	法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき	95,000円
25	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者	特別管理産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき	72,000円
26	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者	特別管理産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき	95,000円
27	法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 140,000円
			その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 120,000円
28	法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 130,000円
			その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 110,000円
29	法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者であることの認定を受けようとする者	産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき	33,000円
30	法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者であることの認定の更新を受けようとする者	産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき	20,000円
31	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可を受けようとする者	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき	14,000円